

第436回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 3 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和2年6月25日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時40分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田純一	出		10	塩野謙吉	出	
2	中野一明	出		11	渋谷武	出	
3	矢部節	出		12	石川秀夫	出	
4	吉崎一行	出		13	栗原明	出	
5	鈴木一	出		14	今野英子	出	
6	関根誠	出		15	山田哲也	出	
7	長岡清	出		16	粕谷貞夫	出	
8	須賀庄次郎	出		17	米原民子	出	
9	内田光夫	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	石田 秀樹	主事	山本 和慶
副事務局長	内田 和則	主事補	飯島 佑加
副主幹	宮本 晃宏		
主査	河野 敏浩		
主査	榎本 亮太		

## 10 開会

会長 石川 秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年6月25日第436回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石川 秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 須賀 庄次郎

委員 塩野 謙吉

委員 渋谷 武

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 5 月分については、記載のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による

決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 1 号議案は、件数 3 件、総筆数 12 筆、総面積 7, 155 m<sup>2</sup>について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 3 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 番から 3 番については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、多数の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 2 号議案は、件数 5 件、筆数 17 筆、面積 19,821 m<sup>2</sup>についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 5 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について、調査報告する。18 日に農地利用最適化推進委員とともに譲受人に現地で話を聞いてきた。譲受人が規模拡張したいとのことから双方の意見が合致し、今回の申請に至った。作物に関しては、里芋や葉物を栽培するとのことである。農機具については、軽トラック 2 台、トラック 1 台、トラクター 2 台等そろっているため、問題ないと思われる。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号 4 番について、調査報告する。23 日に農地利用最適化推進委員とともに譲受人宅にて話を聞いてきた。農機具等は水稻を栽培するには差し支えなく、そろっている。61 歳であり、地元の農家の中で中心的な存在である。譲渡人が農地の維持が難しいとのことから今回の申請に至った。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 5 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に

それぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

#### 議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数2件、筆数3筆、面積442㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から2番については、立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによりよろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当と意見を付すことに決定する。

#### 議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する  
意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数20件、筆数30筆、面積14,635.80㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から20番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。22日に農地利用最適化推進委員とともに譲渡人宅にて、譲受人と代理人に話を聞いてきた。今回の施設は市内で4箇所目であるという。利用者が多く、理解を得ながら施設不足を解消したいとのことである。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号8番について、調査報告する。17日に農地利用最適化推進委員とともに現地にて、代理人に話を聞いてきた。今回の申請は市の募集案件であり、居室は7部屋で運営するとのことである。譲渡人にも話を聞いてきた。申請地は道より50cmほど低く、雨が降ると水浸しになってしまうため、作物を栽培するのは難しかったとのことである。排水や雨水処理は問題ないことを現地で確認してきた。続いて整理番号9番について、調査報告する。17日に現地にて譲受人の代理人に話を聞いてきた。申請地は、耕作放棄地で草も生えており困っていたため、今回の申請に至った。雨水トレンチ等も施行するような設計図も確認してきた。地元の農

業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号19番について、調査報告する。24日に農地利用最適化推進委員とともに、譲受人の代理人と現地にて話を聞いてきた。譲受人は運送業を営んでおり、市外に土地を借りてトラックを置いていたが、地権者の都合により返却しなければならなくなったため、土地を探していた。そこで今回の申請地が見つかったとのことである。全部で21台、10tトラックが2台、残りは中型トラックとのことである。土地を選定する際に、実際にトラックを走らせて支障ないとの確認の上で、今回の申請に至った。近隣住民の方から承諾を頂き、通学の時間や騒音防止のために、22時から6時までは車両の出入りを行わないという条件のもとに、同意を得たとのことである。敷地はフェンスで囲み、雨水などは敷地内で処理し、農地には流れないようにするとのことである。地元の委員としては問題ないと判断する。続いて整理番号20番について、調査報告する。農地利用最適化推進委員とともに譲受人と譲渡人に話を聞いてきた。施設を運営するにあたって、近隣住民30名、市の関係者7名が参加する説明会を行い、同意を得たとのことである。入所できる人数は60名、職員は30名であるとのことである。住民の同意も得ており、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番について、定員数とオープン時期について教えてもらいたい。」との発言があった。

事務局から「定員数は66名、開設の予定日は令和3年4月1日



である。」との説明を行った。

委員から「整理番号 8 番と 20 番についても、定員数とオープン時期について教えてもらいたい。」との発言があった。

事務局から「整理番号 8 番については、定員数は 29 名、開設の予定日は令和 3 年 3 月 1 日である。整理番号 20 番については、定員数は 60 名、開設の予定日は令和 3 年 4 月 1 日である。」との説明を行った。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 20 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 3 番、8 番、9 番、20 番については、「雨水や排水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」、整理番号 19 番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 4 号について総合意見として許可相当とし、整理番号 3 番、8 番、9 番、19 番、20 番については条件を付すことに決定する。

#### 議案第 5 号

川越市農地利用最適化推進委員の担当区域及び定数について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「まず、上程の趣旨については、来年 2 月の改選に向け

て、本年 9 月に公募を行う予定であるため、農業委員会等に関する法律第 17 条第 2 項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員が担当する区域及び定数について定めておく必要があるが、現に定めてある担当する区域等と同じ区域等としようとするものである。根拠法令は 2 に示したとおりである。なお、本件について運営委員会で協議いただいたところ、推進委員の活動内容や農業委員及び運営委員の定数を含め、次回の改選までの 3 年間で農業委員会のあり方について見直しをしていくという意見をいただいた。以上を踏まえ、結論として、推進委員の担当区域及び定数は別表のとおり変更なしとしたい。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおり決定することで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について原案どおり決定する。

### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 3 6 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 2 年 7 月 7 日

---

議 長            石 川 秀 夫            印

---

委 員            須 賀 庄 次 郎            印

---

委 員            塩 野 謙 吉            印

---

委 員            渋谷 武            印

---